

平成23年8月29日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 返済不能な社長借入金の処理方法

社長借入金、裏返せば個人の相続財産です

同族会社の決算書にオーナー社長が会社に貸付けた役員借入金勘定をよく見る事があります。このような会社は多額の繰越欠損金（債務超過）を抱えている事例が多く、解決策を見いだせず役員借入金勘定がそのまま残っている場合が多く見受けられます。この条件の下で法人税、相続税等の観点からその処理方法について考えてみました。

### ◆ 処理を勧める理由

- ① 会社への貸付金は言うまでもなく個人の相続財産に含まれます。換金性の乏しい財産（貸付金）を法人の繰越欠損金を利用して減らせ、相続税額の負担減にも繋がります。
- ② 繰越欠損金の使える期間は7年で、その後の繰越は出来ず自動消滅します。繰越欠損金の範囲内で債務免除益（役員借入金）を計上でき、両者は相殺され法人税負担はありません。会社の財務内容（自己資本比率等）も銀行からの評価も改善されます。

### ◆ 相続税法の立場から

役員借入金は評価減なるものがなく額面で相続財産に組入れられます。回収の難しい貸付金であるならば尚更、債権放棄等を行うことにより相続財産を減らしておきましょう。

### ◆ 法人での処理方法

#### I 役員が債権放棄をし、会社の赤字を補填する

- ① 繰越欠損金の範囲内で役員個人が債権放棄を書面で行います。
- ② 役員の所得税：債務免除に対する個人の課税関係は生じません。
- ③ 債務免除により他の株主に贈与税がかかることがあります。（債権放棄後も債務超過であれば贈与税の問題は発生しません）

#### II 役員借入金を資本金勘定へ振り替える【債務の株式化】

- ① 組入れられる相続財産で評価減不能な貸付金から評価減が可能な株式に組換わります。
- ② 現物出資による株式の割り当てが公正な時価であれば、また、増資前、増資後ともに債務超過であれば贈与税の問題は発生しません。

#### III 役員報酬から役員借入金の返済へ組換え

役員報酬を減額し、その差額を役員借入金の返済とし、役員借入金を徐々に減らしていきます。社会保険料と源泉所得税の徴収減で実質受取額は増えます。

### ◆ その他

- ① 資本金への振替【債務の株式化】は資金移動も不要で、増資手続きも簡略になりました。
- ② 役員報酬を下げるにより源泉所得税および社会保険料の負担を避ける事ができます。
- ③ 債権放棄は内容証明で行います。